

協同組合神辺わかば会が発行した商品券に関する 還付手続きについて

協同組合神辺わかば会が発行した商品券（ギフトカード）をお持ちの方は、資金決済に関する法律に基づき、同組合が供託している発行保証金から還付を受けることができますので、申出受付期間内に、(1)「郵送」、(2)「持参」または(3)「現地受付持参」のいずれかの方法で申出を行ってください。

【申出受付期間】
令和8年5月20日（水）から令和8年7月30日（木）

1. 申出の方法

(1) 郵送で申出をされる場合

次の①～③を下記宛先に郵送してください。令和8年7月30日の消印まで有効です。
封筒の表側に「還付手続き関係」と記載してください。

① **申出書**（記載例に従い、正確に記入してください。）

※申出書等の書類は、中国財務局ホームページからダウンロードできるほか、福山市役所神辺支所、福山市消費生活センター、協同組合神辺わかば会の商品券を取り扱っていた主な加盟店・登録店に備置きしています（以下、同じ）。

② **協同組合神辺わかば会の商品券の現物**（500円券、1,000円券）

③ **返信用封筒**（申出書控え郵送用）

※110円切手を貼付し、返信先住所、郵便番号、氏名を記入してください。

(2) 中国財務局へ持参して申出をされる場合

次の①～③を持参の上、申出を行ってください。

① **申出書**（記載例に従い、正確に記入してください。）

② **協同組合神辺わかば会の商品券の現物**（500円券、1,000円券）

③ **委任状**（商品券の所有者以外の方が申出 процедуруをされる場合のみ）

(3) 現地受付で持参して申出をされる場合

【受付場所】 かなべ市民交流センター3階 特設会場

【受付日時】 令和8年6月10日（水）及び6月11日（木）

7月22日（水）及び7月23日（木）

※いずれの日程も、初日は13時～16時、2日目は10時～16時（12時～13時を除く）

次の①～③を持参の上、申出を行ってください。なお、当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

① **申出書**（記載例に従い、正確に記入してください。）

※申出書等の書類は受付場所でもご用意しております。なお、事前に書類を入手され、必要事項を記入のうえ、ご持参された場合、当日の受付やご案内をスムーズに進めることができます。

② **協同組合神辺わかば会の商品券の現物**（500円券、1,000円券）

③ **委任状**（商品券の所有者以外の方が申出 procedureをされる場合のみ）

2. 宛先・申出先・お問い合わせ先

〒730-8520 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館 12 階
中国財務局 理財部 金融監督第三課（還付手続き関係）
（土日・祝日を除く 9 時 00 分～17 時 00 分）
電話 082-221-9221(代表)

【中国財務局】



【現地受付会場】



3. 留意事項

1. 令和8年7月31日以降は、申出の受付はできません。また、申出の受付は先着順ではありません。
2. 郵送の場合は、令和8年7月30日の消印まで有効です。なお、郵便上の事故等による紛失、遅延などについて、当局で責任は負えませんのであらかじめご了承ください。
3. 上記申出受付期間内に申出をしない場合は、還付手続き(権利の実行の手続き)の対象から外れます。
4. 「持参」「現地受付持参」による申出の場合は、返信用封筒（切手代）は必要ありません。
5. 個人の方で申出金額が10万円以上の場合は、印鑑証明書に登録した住所、氏名を記入してください。また、法人の方は申出金額にかかわらず、印鑑証明書に登録した住所（本店の所在地）、氏名（商号又は名称及び代表者の役職・氏名）を記入してください。
6. 申出時に還付金を受け取ることはできません。還付の実施は、令和9年3月下旬の見込みです。
7. 還付手続きに関する事項は、申出時にお渡しする「協同組合神辺わかば会が発行した商品券の還付手続きに関する重要なお願い」等をご覧ください。
8. 協同組合神辺わかば会のスタンプ・ポイントは還付の対象外です。
9. 「還付金詐欺」が多発しています。当該還付手続きにおいて、債権者の方にATMを操作していただくことは絶対にありませんので十分ご注意ください。